



市 章

# 大津市公報

平 成 26 年 4 月 1 日  
号 外 (第 30 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 条 例

49 大津市議会会議条例の一部を改正する条例…………… 1

## 条 例

大津市議会会議条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第49号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表（第70条関係）				別表（第70条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
議会広報編集委員会	市議会広報紙の編集、発行に関する協議	—略—	議会広報編集委員会委員長（最初に開かれた議会広報編集委員会にあっては、議会運営委員会委員長）	議会広報広聴委員会	市議会広報紙の編集及び発行並びに議会の広聴に関する協議	—略—	議会広報広聴委員会委員長（最初に開かれた議会広報広聴委員会にあっては、議会運営委員会委員長）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。